

報第5号

平成30年度橿原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成30年度橿原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

令和元年9月2日報告

橿原市長 森下 豊

平成30年度樫原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度	－ (△1.08)	－ (△17.88)	6.9	55.0
早期健全化基準	12.17	17.17	25.0	350.0

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

平成30年度樫原市資金不足比率報告書

(単位：％)

	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業	－ (△110.74)	20.0
下水道事業	－ (△43.91)	20.0

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

